

重点事項推進WG：横断的制度分野担当SW

第3回会合 議事録

1. 日時：平成18年3月30日（木）10:00～12:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：資格制度の見直しに関するヒアリング
（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公証人）
4. 出席：○規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、安念専門委員、大橋専門委員
○法務省
（弁護士について）大臣官房司法法制部 参事官 田辺泰弘
大臣官房司法法制部 部付 岩崎 邦生
（司法書士について）民事局 民事第二課長 團藤 丈士
（土地家屋調査士について）民事局 民事第二課長 團藤 丈士
（公証人について）民事局 局付 原 司

《弁護士について》

○鈴木主査 どうも御苦勞様です。法務省から、法務省関係の4つの士業についてお伺いしたいと思います。

最初に、弁護士に関しまして、質問書を出しておりますから、それに基づいて、時間が30分なので、長くても10分以内で説明していただいて、あと、質疑をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○田辺参事官 それでは、お手元に既にお配りしてありますペーパーに基づいて、簡単にお話しいたします。

順序としては、一番最後に付けていただいている「弁護士制度の概要」からの方が全体としてわかりやすいかもしれませんので、まず、それに基づいてお話しします。

「1 職務」につきましては。

○鈴木主査 そこはよろしいです。ここに本職の弁護士もおりますので。

○田辺参事官 そうしましたら、では、頭の票のところから結構ですか。

○鈴木主査 はい。

○田辺参事官 これも、既にほとんど御承知なのかもしれませんが、登録・入会の関係につきましては日本弁護士連合会に登録ということでございまして、審査に基づいて強制入会となっております。

強制入会としている理由につきましては、そこに書きましたように、資格者に対する指導・監督を十分にするための基盤としています。あと、弁護士及び弁護士法人の品位を保持するということでございます。

弁護士につきましては、後にも出てくるかもしれませんが、法務省が監督官庁ということではございませんで、いわゆる弁護士自治ということで、ほかの士業の団体とはそこが性格が違うところでございまして、懲戒なども法務省に懲戒権限があるわけではございませんで、そこは弁護士さんたちの自治にゆだねているという関係もありまして、その反面、強制入会として内部の方にゆだねるということにしております。

報酬規定につきましては、以前は日弁連の会則に記載していたわけですが、その後、それを廃止いたしまして、報酬規程については法律上もございませんし、会則上もなくなってということで、ないということでございますが、個々の弁護士さんから顧客への説明義務というのは内部の規定で設けられているということでもあります。

2 番目の目安については、アンケートを実施していると聞いております。

現状については、裁量も広く認められており、実際にはいろいろということでございまして廃止されたわけですが、今のところ、これは非常にばらつきがあることのようにございますので、現状というのはデータは特にございません。

次の広告については、特に法律上の規制などはございませんで、これも日弁連の内部規定にゆだねているという状況でございます。内部の規程では、余り品位を落とすような公告はするなど。勝訴率何%みたいなのはやめておきましょうというような規制を自主的にされておられると。

次の資格取得につきましては、司法試験の合格者ということでございまして、合格者の推移は一番上の表に書いてあるとおりでございます。

司法制度改革が行われて、ロースクールを設立いたしまして、ロースクール、法科大学院の第1期の卒業生が本年初めて出まして、ロースクールの初めての卒業生に対する新司法試験が今年から始まるということになっております。

法曹人口につきましては、審議会意見書にありますとおり、平成22年ごろまでには合格者を年間3,000人程度を目指すということで、徐々に、本年度も1,500人程度にまで上げてきておりまして、徐々にこういう方向でということになっております。

5 番目のところは、ホームページなどに必要なことについては十分に記載して周知を図っておりますし、そこにいろいろ書いてありますように、出題形式とか、その他について幅広く公開しております。

受験資格については、そこに書きましたように、大学2年以上は、旧試験というのは現在やっている試験のことでございますが、第一次試験は免除ということになっております。

7 番目の罰則関係につきましては、懲戒については、先ほど申し上げたように、所属弁護士会及び日弁連の方で懲戒権を持っていると。その要件、内容は、そこに書いてあるとおりでございます。

免許の更新については、特段ございませんで、内部的な研修は日弁連の方で各種行っていると承知しております。

ちょっと短いかもしれませんが、以上です。

○鈴木主査 ありがとうございます。それでは、質問をどうぞ。

○安念専門委員 法務省の方に弁護士のことを伺うと、それは日弁連に聞いてくれということになってしまうので、誠に心苦しいんですが、例えばの話、仮に強制入会制度を取らないとするとどうなるでしょうか。日弁連のような組織が、当然残るでしょうから、入りたい人はそちらへ入れ、そして、そちらの方が懲戒権その他も持つという制度になったとします。

では、入らなかった人間はどうするかというと、これはいろいろな考え方があるかもしれないが、例えばの話としては、法務大臣の監督に服する。あるいは、アメリカなどではよくあるようですが、裁判所の監督に服するという考え方もあるかもしれませんが、こういう制度というのは日本では構想されたことというのはないんですか。

○田辺参事官 公式には、恐らく、そういうことはないと思います。

それから、専門委員がおっしゃるような、仮に強制入会でなければ、そういう制度にならざるを得ないわけですが、今の日弁連なりのお考えというのは、やはり弁護士たるもの、時には国家権力と対立して人権を守らなくてはいけないという使命に基づいて、およそ国なり、ほかからの監督を受けるべきものではないところからスタートしていると思われるので、日弁連に入らない人が法務省の監督を受けるというようなシステムは、やはり個人の自由で、私は受けてもいいというような制度は、やはり弁護士制度そのものに対する関係で問題が生じるのかなというふうには私は思っております。それで難しいかなと思います。

○鈴木主査 別の質問ですが、会内自治とおっしゃられて、そういうことなのでしょうが。

しかし、懲戒という問題は、会の中で本来やるべきものなのか。会というのは、どうしても、こういう士業の間で、お互いにせめぎ合いをやっているし、弁護士の業務のなかでも例えば司法書士に簡裁の代理権を取られるというので侵食されているわけです。だから、そういう問題もあるから、会というのはどうしても囲い込みとかそういうことが起こりがちになる。したがって、懲戒という問題に関しては、国家でなくてもよいが、もっと違う、弁護士会以外の存在というのか、第三者的な存在、コミッショナーみたいなものですね。そういうところでやるということを考えることはできないのかということが第一の質問。

それから、弁護士会の中でやるとしたら、一般の弁護士会の業務から相当離れた、独立性を持ったところでやるべきではないかというのが第二番目の質問。特に前者の問題で、懲戒は弁護士会の外に出して行うという考え方はどうなのでしょう。

○田辺参事官 懲戒につきましては、勿論、内部でやっているんですけれども、そこには外部の委員も入るようになっておりますので、弁護士さんたちだけで自分のいいように囲い込むとおっしゃるようなことは一応できない、外から参加する者がおりますので、

そこはきちっと適正を担保するような仕組みにはなっていると考えております。

○鈴木主査 懲戒を外部に出すのはどうでしょうか。

○田辺参事官 そこは、まさに先ほど申し上げた弁護士自治との関係で、外部の、それが圧力とかということにはならないのかもしれませんが、そこは内部の監査といいますか、懲戒手続をきちんとするという事で、私どもとしては十分ではないかと考えております。

○岩崎部付 補足させていただきますけれども、弁護士の懲戒制度につきましては、平成15年に弁護士法を改正しておりまして、従前、弁護士の懲戒制度というのは、まず綱紀委員会というところに必ずかけなければいけない。

この綱紀委員会というのは、執行部のコントロールが必ずしも及ばない、実は独立の存在。ただ、以前は綱紀委員会というところがすべて弁護士で構成されていたのを、それではいけないということで、弁護士だけではなくて、裁判官、検察官、それから、学識経験者を加える、その綱紀委員会の決定に対しては、弁護士会は拘束される、こういう仕組みになっております。

更に、綱紀委員会の方で懲戒が相当になったという場合には懲戒委員会にかけられるわけですが、この懲戒委員会も弁護士だけで構成されているわけではございませんで、弁護士と裁判官、検察官、それから、学識経験者の方で構成されていて、そこが決議した内容については、当然、会としては拘束されるという仕組みになっておりますので、確かに法的な処分権者だったら弁護士会もしくは日弁連でございますけれども、実際にそれを判断しているのは特別委員会、つまり綱紀委員会、懲戒委員会という委員会が判断しておりまして、それに拘束されるということなので、時の執行部が懲戒をコントロールしているわけではないということでございます。

あとは、弁護士法の改正におきましては、懲戒を申し立てる者、これは、今、既に弁護士法においては、万人、だれでも申し立てることができることになっておりますが、申立人が申し立てていたにもかかわらず弁護士会が懲戒してくれなかったというような場合には、日弁連に異議の申立てができることになっておりますし、更に、弁護士法の改正によりまして、綱紀審査会というのを日弁連に置きましたので、これは完全に有識者だけからなる、つまり法曹三者が入らないところで行われる独立の委員会です。更に審議をするという仕組みをつくりましたので、一応、そういった、弁護士の方々が弁護士だけで、仲間内だけで決めているという制度は大分改善されていくのではないかと考えております。

○鈴木主査 そこまで行ったのだったら、もう一息、思い切って、日弁連という看板を外しておやりになったらどうかと思います。

○岩崎部付 まさに、懲戒権限を持っているかどうか監督するかどうかということとほぼ等しいと考えております。そういたしますと、今の主査の御提言ですと、もはや日弁連、弁護士会が弁護士を監督するという仕組み自体がおかしいというようなことになっ

てしまうと思うんです。

これは、弁護士制度の歴史的な経緯もございまして、当然、戦前の話、昔のことで申し訳ございませんが、旧弁護士法におきましては、弁護士の監督というのは司法大臣が行っておりました。そういう中から、戦後、弁護士法をつくる際に、非常に大きな議論がされて、弁護士法自体は議員立法でございますけれども、弁護士の議員の方が起草委員会をつくって弁護士法を起草したと。その中で、弁護士の仕事というのは国家権力と相対峙する場合があるということで、それは司法大臣、法務大臣とか、または裁判所の監督に全面的に服するという仕組みではなくて、弁護士自治というものを認めよう、ただ、弁護士というものは、暴走してしまったら困るということで、先ほど申し上げた委員会をつくって、客観的に懲戒などを判断していこうと。こういう仕組みを取るのが望ましいという議論がされており、今、それから 60 年近く経っているわけでございますけれども、そういった戦前の制度から戦後の制度に改めたときの考え方というものが必ずしも、その相当性を失っているものではないかなと思っております、完全に外部に懲戒権を出すということは考えにくいと考えております。

○鈴木主査 どうぞ。

○大橋専門委員 数字を教えてほしいと思っているんですけども、これは法務省に聞くのがいいのかどうか知りませんが、共同で何人かの弁護士さんが集まってつくっている事務所みたいなもの、いわゆる弁護士法人というのは、今、どのぐらいありますか。

○田辺参事官 弁護士さんが 1 人でされている事務所もありますし、いわゆる弁護士さんが何人かで事務所をつくって仕事をされている場合もありまして、ただ、何人かで共同している場合も、必ずしも法人になっている場合がすべてではなくて、いわゆるパートナー、組合契約で共同してやっているという事務所がほとんどだと承知しております。それで、弁護士法人というのは、別にきちんと手続を取って弁護士法人になって、法人としてやっているのがございまして、それが 191 でございます。

○大橋専門委員 数字的には、だんだん増えてきていますか。

○岩崎部付 弁護士法人自体は、まだ施行されてそれほど時間が経っているわけではなく、満 4 年になりますが、順調に増えてはおりますが、今、まだ 191 ということで、弁護士自体は 2 万人以上おりますので、191 法人といたら、どの程度の数字かというのはいろいろ評価が分かれるところだと思いますが、毎年、50 法人程度、順調に増加はしております。

我々は、共同事務所というふうに言っているわけでございますが、法人格はないけれども、弁護士さんが複数名でやられている事務所。これはたくさん数があると思いますが、今日はデータを持ってまいりませんでしたので、正確なものがわかりましたら、日弁連の方でアンケートなどを取ったデータがございしますので、それは御報告いたします。

○鈴木主査 もう一つ、数年前に、土業の問題を取り上げたことがあって、そのときには弁護士が 72 条で法律事務の独占をやっていましたね。それに対して公開討論をやった

ときに、その場所で、日弁連の副会長の人でしたが、それにこだわるものではないということ言われて、例えば、司法書士、弁理士、税理士などが法律事務を一部やれるようになったという経緯があるのです。そういうことがあったので、当事者能力のない方に聞くのもどうかとは思いますが、他の士業が行える法律事務をもっと広げる余地はないのかという点はどうですか。

○安念専門委員 法務省さんの基本的なスタンスはどうなんですか。

勿論、日弁連自体は、いかに公共性がどうかと言っても、それはやはり一種の事業者団体ですから、ほかの人にやらせるということになったら、それは当然、非常にネガティブなレスポンスをするでしょう。国の行政の立場から物を見ておられる法務省さんは、他の士業、あるいは士業でなくてもいいですが、今の法律事務への参入をどのくらいまでなら認めていいというお立場であるんですか。

○田辺参事官 どのくらいまでならという、公式には法務省としてはないんですけれども、それはやはりニーズの問題なり、それぞれの士業の方の能力の問題なり、それぞれの専門性をどう生かすかということを経合して考えないといけないと思いますし、今、司法書士なり、主査がおっしゃられたように、改正をして、一定程度、認めるということになりましたので、私たちとしては、まず、その人たちがどういう実績を積んで、本当に、それがうまくいくということであれば、更に一步踏み出すということもあるでしょうし、なかなか難しいということであれば、それは弁護士さんの扱うべき問題なのかなと思うので、まずは現状なり、国民のニーズなり、あと、専門性があり、それ以外、弊害が出ているかどうかということを経合してということしか何とも言えません。

○安念専門委員 ただ、ニーズとか実績とかと言っても、今、やってはいけないと言われている士業について、ニーズも実績も、それははかりようのない話ですね。

そうすると、ときどき、試験科目で、例えば弁理士が侵害訴訟で代理ができるかなどというときによく出る話としては、それは民事訴訟法をおまえたちは試験でやっていないではないか、だから、だめなんだなどという議論があるんですが、これは、えらいアンフェアな問いで、それなら弁護士の大部分は税法も知財もやっていないのに、どうして当然に弁理士と税理士の業務ができるんだらうと、非常に不思議に思うんです。何か問題の立て方が、私、他の士業の人にはいささかアンフェアではないかという印象を昔から持っているんですけれども、これも法務省さんに伺うのは不適切かもしれませんが、どうですか。

○岩崎部付 実績という議論でございますけれども、実際、既に行われた司法書士の簡裁代理権の話为例に挙げますと、何を実績とか能力として評価していたかという、例えば、司法書士さんというのは裁判関係の書類を代書することができると。

○安念専門委員 書類をつくるのは、もともとの本体業務ですね。

○岩崎部付 そういった業務をやっておられたというようなことが、やはりあるわけです。

そういったところで、裁判手続について、ある程度、精通されておられたということをご根拠に認めていたわけで、ただ、弁護士さんであっても、侵害訴訟の代理権は平成 14 年の法改正で認められましたけれども、それ以前から、いわゆる審決取消訴訟については、もともと訴訟代理権があったわけでございまして、訴訟に対して一定の権限があって、実際、やってこられたと。そういったものが実績としてあったということなのでございまして、一応、それなりに評価に足る事実というのはやはりあるのではないかと考えております。

例えば、社会保険労務士に対しての ADR 代理権を、昨年の通常国会で法改正されましたけれども、あれもやはり労働関係諸法令についての行政手続を、行政不服審査とかの代理などはできるということがあって、そういった辺りの実績があるだろうということで、ただ、今までやってきてこられた仕事と全く関係ないものをいきなり認めましょうというと、なぜ認めていいのかという議論になってしまいますので、やはりそういったことで、今までの権限に照らし、実績を見ながら必要性の高い分野について認めていきたいと思いますという対応でございします。

昨年も、ADR の関係、調停の代理権などについていろいろ法改正を行いましたけれども、我々としては、あれはまさにああいうことをやるのが相当だと考えたわけでございまして、むしろ我々の方で日弁連を説得して法改正にこぎつけたというものでございしますので、我々はやはり、そこは別に業界団体のような考え方をしているわけではありませんから、72 条は絶対一歩たりとも崩すべきではないということを考えているわけではないんですが、そこには 72 条が合理性を失ったとも考えておりませんので、72 条の合理性がありながら、一方で必要があればやっていく。例えば、我々自身もサービサー法などを持っておりますが、サービサーもまさに 72 条に大きな穴を空けたものでございします。ああいうものを、一応、法務省の方でいろいろ、あれも議員立法でございしますけれども、法務省の方でお手伝いさせていただいて立法にこぎつけたものでございしますので、ある程度は合理的に、事柄ごとに考えているつもりでございします。

○鈴木主査 今、法曹三者の問題はどういうふうに決めておられますか。あなた方の先輩は、例の三者協議というので、ある時期には日弁連がすべてに反対をしたので、何事も進まなかったという時期が続いたのですが、今も、三者協議はやっているのですか。

○田辺参事官 それは、いろいろな分野でやっております。特に今は、例えば、独立の法人ですけれども、司法支援センターというのを始めて、国民に対するサービス提供、アクセスを十分にするという仕組みをつくって、それには弁護士さんに協力してもらえないとできないような仕組みをつくっております。

○鈴木主査 それで、どうなのですか。かつてのように一歩も議論には応じないというような姿勢なのか、それとも、そうではなくて、かなり改革されて、是々非々の立場というのは貫かれているのか。そこら辺はどうなのですか。

○田辺参事官 それは、いろんな分野のときで、多分、違うんだと思いますけれども、基

本的には全然話を聞かないというようなスタンスではなくて、是々非々といいますか、まあまあ協力はしていただいていると思っております。

○鈴木主査 どうですかね。

○安念専門委員 はっきり言って、このところは弁護士会は法務省さんには負け続けてす。連戦連敗です。

○鈴木主査 ほかに質問はありますか。

○大橋専門委員 1点だけ、広告規制です。この紙では、広告規制はあると書いてあるんですね。

○安念専門委員 あります。

○大橋専門委員 ただ、一応、原則は自由なんでしょう。その前提の上で限界を示しているということだけですか。

○田辺参事官 そういうことです。

○鈴木主査 我々、強制入会制度というのは、囲い込みの温床ではないかと言っているのです。他の士業にそうすると、弁護士も強制入会ではないかという。あれは弁護士自治という問題と絡むから仕方がないということで、それはある程度、理屈は付くのですが。自治権があっても、さっきから私が言っているのは、懲戒を外に出したら強制入会にしくなくてもよいわけですね。そういうコミッショナーみたいなものがあるって、それは国ではない。国家権力とも時には対峙するといふのですから、国ではないが、オーソリティーのあるコミッショナーだといふふうにすれば、強制入会制度といふのは止めることができるわけですね。

○田辺参事官 そこは、やはり先ほど申し上げた懲戒権との関連で、そこが懲戒するといふことになってしまいます。

○鈴木主査 だから、第三者機関が懲戒するわけです。

○田辺参事官 そうすると、その第三者機関の監督に服するという仕組みになってしまいます。

○鈴木主査 第三者機関は、懲戒を判断するだけで、弁護士を服従させる機関ではないのですよ。

○安念専門委員 第三者機関は、勿論そうです。そうではなくて、弁護士に対する一般の監督権のことをおっしゃっているわけでしょう。

○田辺参事官 懲戒権限があるから、監督をするわけですね。従わなければ懲戒をしますと。会規に従わなければ懲戒しますといふことで日弁連としてやっているのだから、その権限が全然。

○鈴木主査 日常行為と、それから、懲罰をかけるというものは切って離せられないといふ意味ですか。

○田辺参事官 そうです。

○大橋専門委員 知らないけれども、外国もやはり、懲戒権は弁護士会が持っているんで

すか。

○田辺参事官 それは、国によって違うと思います。

○大橋専門委員 そうすると、必ずしも当然ではないんですね。

○田辺参事官 そうです。それは、先ほど申し上げた過去の歴史というところで、ある意味、日本独特なのかもしれません。

○鈴木主査 それでは、時間もきましたので。どうもありがとうございました。

《司法書士について》

○鈴木主査 それでは、司法書士の方から御説明いただきたいと思います。一応、1時間の中で平均に配分したいと思いますが、30分を目途としたいと思いますので、最初に10分程度で御説明をお願いいたします。

○團藤民事第二課長 おはようございます。法務省民事局民事第二課長の團藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、私の方から、まず司法書士制度の概要、それと調査票の項目につきまして手短に御説明申し上げたいと思います。

まず、司法書士制度の概要でございますが、これは本日、準備させていただいております「司法書士制度の概要」という条文を項目ごとに並べたものに基づきまして簡単に御説明申し上げたいと思います。既に委員の先生方は十分御承知のことかと存じます。まず、司法書士の職責でございますが、第2条に規定してございますような職責を負っております。

その職責の下で具体的に行っております業務といたしましては、第三条に規定がございしますが、簡潔に申し上げますと、登記・供託に係る手続についての代理業務と、法務局、裁判所、検察庁に提出する書類の代書業務と、それらに係る相談業務。

また、一定の研修を受け、法務大臣の認定を受けた司法書士、いわゆる認定司法書士と呼んでございますが、それらのものにつきましては簡易裁判所における訴訟代理等の、いわゆる、この法律で言うところの簡裁訴訟代理等関係業務と略称してございます一連の業務を行うこととなっております。

その司法書士は、3ページ目をござんいただきたいと思いますが、どのような義務を負っているかと申しますと、まず、第二条で職責として規定されております品位の保持という義務を負っているということは当然の前提といたしまして、まず、第二十条で事務所開設の義務がございします。

第二十一条で、正当な事由がある場合でなければ依頼を拒むことができないという義務がございします。これは簡裁訴訟代理等関係業務は除かれております。

第二十三条で、司法書士会、日本司法書士会連合会、以下、連合会と略称させていただきますが、司法書士会及び連合会の会則を守らなければならないという義務がございします。第二十四条で、秘密保持の義務も規定されてございます。

この司法書士は、高度の専門性を有する職責を担っておりますので、その能力を維持・発展させるために研修が不可欠でございますが、その研修につきましては、第二十五条におきまして、司法書士は所属する司法書士会及び連合会が実施する研修を受け、資質の向上を図るように努めなければならないという努力義務の規定が置かれております。次に、その司法書士の団体でございます司法書士会についてでございますが、規定は第五十二条に置かれてございます。法務局または地方法務局の管轄区域ごとに会則を定めて、一箇の司法書士会を設立するという仕組みとなっております。

その司法書士会の目的でございますが、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るために、会員の指導及び連絡に関する事務を行うということを目的といたしております。具体的には、司法書士会が主催いたします各種研修を実施いたしたり、あるいは司法書士による非違行為等がありましたときに注意喚起を行ったりというような行為、更には第六十一条で規定してございますような注意勧告、自らの会員が司法書士法あるいは関係法令に違反するおそれがあると認める場合には、会則にのっとりまして、当該会員に対しまして注意を促し、必要な措置を講ずべきことを勧告するという機能を営んでおります。

次に、いわゆる連合会でございますが、連合会は司法書士法第六十二条に基づいて設立されてございます。これは、全国の司法書士会は、会則を定めて、連合会を設立しなければならないと定められております。

連合会の目的でございますが、これは司法書士会の会員の品位の保持。その業務の改善進歩を図るために司法書士会、それから、その司法書士会の会員の指導及び連絡に関する事務を行う。あともう一つ、大きな役割といたしまして、司法書士の登録に関する事務を行う。この2つの大きな役割を担っております。

その登録の関係でございますが、第八条に規定がございまして、司法書士となる資格を有する者が司法書士となるには、連合会の備える名簿に登録を受けなければならないという形になってございます。この名簿登録につきましては、昭和60年以前は法務局が行っておりましたが、昭和60年改正によりまして、これを連合会の事務として位置付けたものでございます。

次に、監督でございますが、法務大臣は連合会に対しまして、その登録事務に関して、勿論、必要があるときでございますが、報告もしくは資料の提出を求め、勧告をすることができるという規定が第十九条に置かれております。

また、連合会の会則の制定変更につきましては、法務大臣の認可を受けるということとされております。

他方、連合会は、司法書士の業務・制度につきまして、法務大臣に対して建議をし、法務大臣からの諮問に答申するという役割も果たすということになってございます。

個々の司法書士に対する懲戒でございますが、これは司法書士の事務所の所在地を管轄いたします法務局または地方法務局の長の権限として行われております。その種類とい

たしましては、第四十七条一～三号に列記してございますように、戒告、2年以内の業務の停止、業務の禁止という3種類でございます。

この懲戒権の行使を的確に行わせることを制度的に担保するために、司法書士会が司法書士法あるいは関係法令に違反すると思った場合には、法務局または地方法務局の長に報告をするという仕組みが第六十条に定められております。

以上が「司法書士制度の概要」でございます。

調査票の項目について、重複しない部分について御説明を申し上げます。

まず、現在の登録者数でございますが、平成18年3月1日現在でございますが、1万8,147名。これは、日本司法書士会連合会に備え置かれております登録名簿に登録されている人数でございます。

登録の審査は、登録事務を行っております連合会において行っております。

入会の強制の有無ということですが、これは強制入会制を採用してございます。

その理由でございますが、これは以前にも述べましたところと変わってございませませんが、要は、司法書士が果たしている役割の重要性にかんがみまして、司法書士が不適正な業務処理、非違行為を行った場合には、単に当該依頼者に迷惑をかけるというだけではなくて、登記の制度を信頼して取引を行った一般国民にも不測の損害を与えると、公務の遂行にも重大な支障を来すというおそれもあるということから、司法書士の業務遂行について、その適正を確保するために、きちっとした制度的な措置が必要なわけでありまして、他方、行政による規制というものは必要最小限にとどめるという方針で臨むということになりますと、専門資格者としての自立性の確保という観点から、資格者による自主的な統制、規律にゆだねるのが相当であると考えられるわけでありまして。このような自主的な統制規律が有効に機能するためには、司法書士として営みをしようと思う者は司法書士会に入会するという制度を維持することが必要であると考えてございます。

設立の目的は、先ほど申し上げたとおりでございます。

報酬規定は、現在はございません。

ガイドライン等もございません。

報酬の現状は、私どもで把握してございません。

広告規制はございません。

それから、資格取得試験でございますが、司法書士法第6条1項に基づきまして司法書士試験を実施しております。平成8～17年の受験者、合格者の推移は、ここに記載したとおりでございますが、傾向といたしましては、受験者数は右肩上がりが増加いたしております。それに呼応いたしまして、合格者数も増加の傾向にあるということが言えるかと思いますが、合格率自体はそれほど大幅に変化しているというわけではございません。

「現状の資格保有者の過不足とその必要数に向けての対応」ということですが、私ども

の認識といたしましては、過不足はないと考えてございます。

「資格取得の容易化について、検討している場合その内容」ということでございますが、既に試験問題の公表、持ち帰りは行っておりますが、したがって、既に実施済みですので検討はしておりません。それ以外の点で、現在、検討しているというものは今のところございません。既に必要なものは実施しているという認識でございます。

「関連・類似資格等と統合や試験科目の共通化、免除している場合その内容」というのは、そういったものはございません。

「受験資格について、特定の者に優遇される特例措置の有無とその内容」というものもございません。

罰則規定でございますが、懲戒処分権者は、先ほど申し上げたとおりであります。

資格者団体による懲戒はございません。先ほどの改善勧告はございますが、これは懲戒とは位置づけられておりませんので、懲戒はございません。

それから、免許の更新という制度はございません。

定期的な講習等の有無、その内容及び頻度ということですが、任意の研修として、必要に応じて、かなりの種類の、さまざまな性格の研修が実施されていると承知しております。以上でございます。

○鈴木主査 どうもありがとうございました。それでは、質疑をどうぞ。

○安念専門委員 1つ伺いますが、広告規制はないというのは、法令にないばかりでなく、例えば、会としての会規・会則のたぐいでもないということでございますか。

○團藤民事第二課長 ないと承知しております。勿論、品位を害するものがあれば、多分、改善勧告の対象になると思います。

○安念専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○鈴木主査 どうぞ。

○大橋専門委員 強制加入の理由としての説明の中に、昭和31年以前は任意加入だったところ、任意加入であったために、非常に会が弱体して、指導も十分行われなかったという意味合いのことが書いてありますけれども、もう少し詳しく会による会員に対する指導というのは、必要性がもともとあったのかどうか。それから、任意であるために会が弱体化したのかどうか。その辺について、もう少し詳しく御説明いただきたいと思います。○團藤民事第二課長 昭和31年と申しますと、私も生まれる前のことでございまして、迫真性を持って、当時はこうでございましたということはちょっと申し上げることができず、いずれも書き物を通じてのものでしかございません。そういった意味では、機微にわたる部分はお伝えはできないかと思えます。

一般論として申し上げれば、要は任意の状態でございますと、入るも入らないも自由と。そうすると、会に属さない者も出てくるわけでございまして、現在強制加入の状態で会がどういう指導をしておるのかということから、それを反転して考えていただくのがわかりやすいのではないかと思います。改善勧告等を行えば、こういった例があった

ということは会員には、勿論機微にわたる個人情報等は別ですけれども、伝わることになりますし、懲戒処分が行われた場合に、官報に広告されますのは結果だけでございますので、登録番号何番の誰について戒告の処分を行いましたということしか官報に出ません。どういう事案であったのかとか、どういうことだったのかという辺りの機微にわたる部分というのは、やはり会の方で会員に対してその中身を踏まえて、こういうことがあったので、実務を行う上にあってはそういうことがないように注意されたい、というような連絡をするということです。

- 大橋専門委員 会員の立場にとっては、この会に入るかどうかというのは、その会の必要性によって判断されると思うんです。それで私はいいと思うので、もともとこういう強制的な制度の下に置かれている会というものが、本当に必要だったのかどうかという、31年までそういう状態だったということは、恐らくはそれ以前の状態の人というのは、これはもし本当に入りたいという人は自由に入ると、そういう制度にしたらいよいよ判断をしたんだと思うんです。その判断というのは、今でも非常に尊重しなければならぬと思います。

つまり、別の言葉で言えば、強制的な加入をしなければ会というものが成り立たない。そんな会は本当に必要なのかどうかということを、極めて疑問を持たせるような昭和31年までの事例なんです。

- 團藤民事第二課長 会として成り立たせるために強制加入というわけではございませんで、要は会がきちんと指導力を発揮する。そのことによって司法書士会の会員の意識がきちりと正しい方に向いて、間違いが起きにくくする。また、非違行為等があった場合に、法務局長・地方法務局長が適時適切に懲戒権を行使するためにも、先生も御案内のとおり、最近法務局はどんどん定員が減ってきております。その定員がどんどん減ってきている状態の下で、法務局長・地方法務局長が管内にいる司法書士、後で出てまいります、土地家屋調査士も含めて、その動静についてつぶさに承知をし、非違行為、違法行為があった場合に、それに対して的確に懲戒権の行使をするということによってディシプリンを高めていくということが、現実には可能かと申しますと、それはなかなか難しいところがございます。

そのためには、やはり同業者の団体であるところの司法書士会、後で出てまいります土地家屋調査士会も同様でございますが、それならば会員相互に、お互い間違いがないようにしよう。間違いがあった場合には、こんなことがあったんだから、みんな気を付けようということで認識を共通にし、また何か間違いがある場合には、まずは自分たちがそういう間違いを犯した会員に対して調査を行って、適切な勧告を行うんだという自覚を持って臨むということによって職能のモラルが高まり、またそれによって非違行為が仮に起きた場合にも、それに対して懲戒権者が適時適切な懲戒権の行使を行うということが制度的に可能になる。そういう司法書士制度の適正性を確保するための制度的な仕組みであるというふうに御理解いただきたいと思います。

○大橋専門委員 私には二課長の御説明はよくわからない。つまり、あなたの言っていることを私なりに整理すれば、非常に定員が減ってきている法務局なり地方法務局の適正な懲戒というか、司法書士の信義を保持するために、なかなか手が回らないので、その肩代わりとして司法書士会にやらせると。司法書士会にやらせるためには、やはり強制加入が必要なんだというロジックの展開をしているので、それはどこかおかしいのではないかと思います。

○團藤民事第二課長 申し訳ございません。私の御説明の仕方と順番が適切ではなかったと思います。まずありきは、やはり資格者がセルフディシプリンとして、自らを高めていかなければいけない。そのために、どういう仕組みがいいのか。一匹オオカミみたいな人たちがいっぱいいて、その人たちが何をやっているかは知らないという状態で、では当該資格者が自らをより高め、品位を保持し、非違行為がない、それで国民から信頼される職能としてやっていけるかという、なかなかそこは難しい。私は関係ないという人間が出てきて、その人間が非違行為を行ったとしても、それはそのことの情報自体がなかなか同業者の間でもわからない。それに対して、仮にわかったとしても、同業者団体であるところの会に入っていなければ、会としては指導ができない。そういうことは、非常に非効率なことだろうと思います。

まずありきなものは、国民からの一定の負託を受けて重要な役割を果たす、責任を負う、そういう資格者のセルフディシプリンとして自らを律する仕組みとしての会というものがある。それが機能を十分に発揮するためには、私は知らないという一匹オオカミがいっぱい出るのでは目的を達成できないわけですから、それが一番効果的に目的を達成するためには、強制入会という仕組みが必要なんだろうと思います。それが、ひいては懲戒権の適正な行使にも資するわけでありまして、本来はそういう説明を申し上げるべき順番でございました。

○鈴木主査 非違行為がぞくぞくと出てくるという問題でもあるまいし、懲戒権は法務大臣が持っているので、会自体は懲戒権みたいなものは何もない、ただ単純に指摘する程度のことはできないということでしたね。

だから、その弊害は、そんなに大きい問題なのだろうか。むしろ一番問題になるのは、強制入会ですよ。会に入らないと商売はできませんよとする。懲戒権の理屈を言い出したら、法務大臣がいちいちそこまで見ておれるかと言われるのもいかなものかと思います。法務大臣が見るべき問題ではないのかということです。それを会に任せておいて手下に使おうという考え方なのかもしれませんが、それはあくまで方便の問題であって、問題はそういう悪いことをしたとかということについて問題が上がってくる、それを法務大臣がチェックして懲戒すべきものはするということであるべきだし、頻度もそんなに多いとは考えられないということだったら、囲い込みの問題が少しオーバーになり過ぎてはいけないのか。ここら辺が私の心配なのです。

○團藤民事第二課長 ただいま、鈴木主査から、非違行為がそんなに多くないという、非

常に温かいお言葉をいただきました。それはまさに、非違行為がそんなに多くないというふうに主査に御認識いただいていること自体が、この強制入会制度の下でセルフディシプリンがきちりと機能している証左であると私どもは考えております。

したがって、その点は評価いただけるのではないかと思います。

○鈴木主査 そんな評価はしていません。もともと司法書士ともあろう者が、非違をやるというのを職業としているわけではないから、それがないということを言っているのであって、会が機能しているからだということは一つも言っておりません。

○團藤民事第二課長 私どもはそういうふうに認識しております。

主査がおっしゃった村意識の問題でございますが、これは会、連合会という単位では、おっしゃったような縄張り意識のような活動はないと御理解いただきたいと思います。

○鈴木主査 会の中ではね。そうではなくて、他の士業との間の問題です。

○團藤民事第二課長 先ほど来おっしゃっておられる、士業間の軋轢の問題、これはどちらかという政治を巻き込もうとする動き等が目立つところだろうと思いますが、これは強制加入団体でございます日本司法書士会連合会が行っているものではございませんで、一番ホットになって動いておりますのは、任意団体でございます。

○鈴木主査 確かに法人格は変えておやりになっているけれども。

○團藤民事第二課長 任意団体でございます政治連盟等々でございます。政治連盟等々は、強制加入にはなってございませんので、私は嫌だという人は政治連盟には入っておりません。

○鈴木主査 それは、どこでも当然だと思います。

○團藤民事第二課長 ですから、主査のお立場からごらんになって目に余ると思われるようなことがあったとすれば、それは任意団体であるところのグループが非常に活発な動きをしたということであるわけでございまして、そのゆえを持って強制加入団体としてきちんと機能しております司法書士会、あるいは連合会の存在が否定されるということにはならないのではないかと。むしろ任意団体ということになれば、より一層自分たちの権益は何としてでも守るんだという、品位も何もないような動きをするグループというものがかえって出てきてしまうのではないかとのおそれなしともいたしません。

そういった意味で、この強制加入の団体があり、その団体がまさにその会員、つまり司法書士と名の付く職能についての品位を、自分たちはきちりと保持するために一定の役割を果たしていくんだという自覚を持って会の運営に当たっていることの方が重要なんではないか。むしろそういう営みがあることが、先ほど主査がおっしゃったような、サムライの間の軋轢なり何なりということを通じて、縄張り争いの一部の任意団体が行う動きを制御し、牽制し、そういったことがないようにしていく一助にもなるんだろうというふうに考えております。

○鈴木主査 上手におっしゃるけれども、特に 31 年のころは続々と退会したのでしょうか。だけれども、強制でないといふ今は商売ができないという司法書士会というものと、法人格

は別だし任意だとおっしゃっても、一連の全体のくくりの中では、お互い様が嫌でも皆入れられているのだから、そういう人との間の関係をそうきれい事で割り切れる問題ではないと思います。きれい事で言葉の上で割り切りたいとおっしゃるなら、それはそれですが、その辺が、むしろ問題だと思います。

例えば、この前の行政書士の商業登記の問題について、どうしてあれだけお騒ぎになって反対なさるのか。自分だって簡裁の弁護士の領域に入って行ったではないですか。今度もまた、ほかの士業の、例えば弁護士業務のある部分は、自分たちもできるのだから、また事実上やっているのだから、やらしてくれと言ってよい。その代わり垣根はお互いに、国民の便利のために取り払おう、だから行政書士が商業登記に入ってきてても良いという気持ちにどうしてならないのか。それが数年前の改革のときの基本の精神だったのだが、垣根をどんどん高くしてしまっている。それは何かというと、強制入会。強制入会にする論理的根拠というのか、いや現実的な必要性は、会員が辞めてしまって31年ごろのようにもたなくなるとのことぐらいしかない。もたない会なら要らないということではないかと思うのです。そうすると、法務大臣の仕事が増えると言いたくなるのだろうけれども。

- 團藤民事第二課長　　というか、制度に対する国民の信頼の問題だと思います。やはり一匹オオカミみたいな人がいて、それに対して職能団体が的確な指導ができていない。これは、最近もそういう例がございました。サムライと名の付くもので、強制加入ではない団体で、一匹オオカミ的な人がえらいことを起こして、一体どうなっているんだと。当該サムライの制度もそうですし、それに付随してせっかく民間開放ということで実現された制度に対しても、それでよかったのかなどというけしからぬ評価も巻き起こすという事例があったと承知しております。

そういったことがないようにするためにも、やはりきちんと。

- 鈴木主査　何の事例ですか。

- 團藤民事第二課長　一級建築士の事例です。したがって、あれは強制加入ではございませんので、団体は未然にそういったことがないように、きっちりと指導することもできなかったわけでございますし、そういったことがないようにしていかなければいけない。サムライと名が付く以上は非違行為はしないものだ。私もそう思いたいところではあります。現実には1万8,000人の人間がいて、その中に全く聖人君子ばかりかと言われるれば、それはそうではないというのが現実だろうと思います。

先ほど法制部のヒアリングがあったと思いますが、現に日弁連におかれましても、やはり退会処分とかというかなり重い懲戒処分を受けておられる弁護士さんもおられるわけ。社会正義の実現を果たさなければいけない職能である弁護士さんの中にも、そういう非違行為を行われる方がいらっしゃるわけですので、そういうことを考えますと、やはり完全な性善説で物事を考えるわけにはいかない。

ただ、一人の間違いが出てきても、その一人によって制度自体の信頼が失われてしまう。

それは、建築士の制度が、やはり今みんな一級建築士さんの方々は、中には肩身の狭い思いをしておられる方もいらっしゃるというふうに、新聞や週刊誌などでも書かれていると承知しております。やはり一人の非違行為者が出ることによって、制度自体の国民からの信頼が失われてしまう。それをきっちりと守って、その職能自体の信頼性を高めていく、そういう役割を担うのが強制会の役割だろうと考えております。

○鈴木主査 だから、それと比べるところが違えるのだけれども、それに伴う弊害の問題です。強制入会というのは、団体をコントロールするための法務省の1つの手法ですね。

○團藤民事第二課長 そうではございません。

○鈴木主査 弁護士の場合だったら、弁護士自治という名目があるの上の強制入会。これはシステム上、そういうふうに設計するしかないという点は、ある程度わかるけれども、しかし今の場合だったら、法務大臣がやり切れないからここに任せるという形の1つの手法ですよ。昔だったら法務大臣が直接指揮していたわけなのだから。

私が言いたいのは、そのやり方が便利だという問題と、そうかもしれないが、それが引き起こしてくる副作用としての1つの団体というものの囲い込みと言おうか、そういうものを助長していませんかということです。現に起こしているではありませんか。その弊害との比較の問題だと思います。

○團藤民事第二課長 いわゆる司法書士会、あるいは連合会というものが、強制加入団体であるということと、職能としての村意識が強いということとが直接結び付くとは、私どもは考えておりません。

○鈴木主査 では、なぜ去年の商業登記の問題のときに、私どものところにもいろいろ言われてこられたが、ああいう騒ぎをなさるのですか。

○團藤民事第二課長 騒ぎを起こしたとは承知しておりませんが。

○鈴木主査 騒ぎを起こしてないと言うなら、あなたは情報不足ですよ。

○團藤民事第二課長 彼らとしては、自分たちの職能がどういう職能として予定されているのか。または、それと行政書士という職能との違いは那邊になるのかというところを御理解いただきたいと考えたのではないかと思います。

ただ、私も情報不足なのかもしれませんけれども、私どもの方にちょっと聞こえてきた話では、やはり行政書士会さんからのお話は直接聞かれておられるんだけれども、司法書士会には余りそういうお話を聞いていただく機会もなかったということがあり、もし主査のところ司法書士会の人間が訪ねて行ったら、私は存じませんが、お話を直接聞いていただきたいということで行ったのではないかと推察いたしております。

いずれにいたしましても、問題はまさに制度が予定した、資格が予定したものが那邊にありやという問題でございまして、それは別に司法書士会が強制入会だからどうこうという問題ではないんであらうと思います。司法書士会が強制入会でないとしても、司法書士として現在の業務を行っている者が、ほかの職能から自分たちが行っている業務を私たちによこせと言われたときにどう思うかという一般論であらうと思います。

- 鈴木主査 31年まで、他の士業はそうでもない、最近になってから強制になったと。たしかどこかの業界で強制入会に変わっていたものがあるが、大体は設立時代から強制入会制度をとっているのが多いのですが、司法書士法ができて以来31年までは強制入会でなかった理由は、生まれてないからよくわからないとでも言うのですか。
- 團藤民事第二課長 今、手元には文献を持ち合わせてごいませんので、もう一度古文書を当たって調べてみたいと思います。
- 大橋専門委員 確認をしておきたいんですけれども、会員の品位を保持するための懲戒権というのは、当然のことながら法務局長だとかが持っているわけですね。だから、その懲戒権を円滑に行使するためには、当然のことながら強制加入というのは前提になってない、必要ないわけですね。そういう理解でよろしいですね。
- 團藤民事第二課長 必然ではごいませんが、重要な役割を果たしているということだと思います。
- 鈴木主査 便利だとおっしゃっているということですね。
- 團藤民事第二課長 便利ではなくて、重要な役割を果たしているということです。
- 大橋専門委員 確かにそういう価値もあると思うんですが、一方で我々がこの規制改革会議が推進している、できるだけ自由な営業、広い意味での営業ができるようにするというのも非常に重要な価値だと思うんです。そういうことを考えてみると、現実の強制加入というのが、どういう機能を果たしているのか。いろいろな機能を果たしていると思うけれども、中にはやや自由な営業を阻害することにつながっているのではないかというおそれもあるので、そこは価値の比較考慮をした上で考えるべきことだと思っています。この問題を考えるポイントはそこだと思っています。
- 團藤民事第二課長 私どもといたしましては、司法書士が司法書士会に入会しなければ司法書士としての業務を行えないということによって、司法書士がどういう制約を受けているのか。会に入会しなくても司法書士としての業務を行えるという場合と、入会しなければ司法書士としての業務を行えないという場合において、業務を行うという点についてどれだけの制約があるのかというのは、ちょっと想像ができません。ほとんど変わりがないのではないかと考えています。
- したがって、今、委員がおっしゃったような、強制入会であることによって、業務上の制約がある。つまり会務を義務づけているわけではごいませんので、会務はやりたい人がまさにボランティアとしてやるわけですので、会務を義務づけているわけではごいませんから、それによって営業上不利益を被ることは多分ないだろうと思っております。
- 大橋専門委員 憲法の先生がおられるから、憲法の議論をするつもりはないけれども、もともと強制加入というのは、自由な職業選択というふうに憲法で保証されているものに害するのではないかと密かに思っているんです。
- 鈴木主査 私のところに来る投書では、行政書士が入ってくるのは反対、強制加入は反

対というのが目立ちます。要するに、入らなければいいというのは、会費の問題もあるでしょう。どうせ1つの会だから、多分想像するといろいろなフラクションがあるでしょうね。そうすると、その指示とかが気に入らないという問題は、世俗ありがちなことです。

○團藤民事第二課長 1つ考えられますのは、会費の問題だろうとは思いますが、ただ、これも要はトータルでもって、この会費負担というのが、自分が背負っている司法書士という看板が国民から信頼されるものとして維持していくために必要なものなんだという理解をするかどうかという問題でありまして、それがあがるゆえに業務上制約があるというものではないと思っております。

○鈴木主査 今年のテーマとしては、そういうことで強制入会制度は果たして必要なのか、それはサマライ業に対して最も強い規制ですから、だからよほどの合理性がない限り、我々としては見直していただきたいという考え方を持っております。そのほか個別の問題は個別のところとしてありますが、本来言っているのは、それぞれの業がそういう強制入会制度をベースとしてお互い様、私の守備範囲はこれだけだという狭い範囲のものを区切り合わずに、もう少しだれに頼んでもそれをやる力がある人たちならできるようにしていこうということです。勿論、野放図にというわけにはいかないから、制度として、例えば司法書士についてこういう形で簡裁の代理権を持たせるという制度設計は必要ですが、あくまで士業の壁を低くしていきたいというのが基本の精神で、それに立ち上がるのは強制入会だという問題意識で、今日お伺いしたのですが、こんな問題を検討していきたいと思っておりますので、今後またいろいろお伺いすると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続いて、土地家屋の方をお願いいたします。

《土地家屋調査士について》

○團藤民事第二課長 それでは、お時間をちょうだいしまして、簡潔に説明をさせていただきますと思います。まず、先ほどの司法書士と同様に、条文を項目別に列挙いたしました「土地家屋調査士制度の概要」というものを用意してございますのでごらんください。まず、職責でございますが、第二条に規定してございます。これも大体司法書士と同様でございます。

業務でございますが、第三条に列挙してございますが、わかりやすく申し上げますと、不動産の表示に関する登記についての手続について代理をすること。

それから、筆界特定の手続について代理をすること。

それと、それらに関する相談。また、法務局に提出する書面の代書ということが、1つの大きな柱でございます。

あともう一点、昨年の法改正で入りましたが、土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る、いわゆるADR関係の手続の代理業務。こ

れは、一定の研修を受けて、法務大臣の認定を受けた土地家屋調査士が弁護士さんと共同で受任して行うことができるものでございます。

これは、現在、法務大臣の指定いたします研修が実施されておるところでございまして、まだ認定手続には至っておりません。そういった業務を行っております。

「義務」でございしますが、2 ページ目でございます。事務所開設の義務、依頼に応ずる義務、会則の遵守義務、秘密保持の義務、これらは司法書士と同様でございます。特徴的なのは、第二十三条に虚偽の調査、測量の禁止ということが定められております。この土地家屋調査士は、測量という、ある意味客観的にあるべきものをあるべきものとして示すという職能でございしますので、そこに虚偽が混じりますとその職能の果たすべき役割の根本に反することになるわけでございますので、このところをきっちり明記しておるわけでございます。

「研修」でございしますが、司法書士と同様の規定が置かれております。調査士会、連合会が実施する研修を受けて、資質の向上を図るように努めなければならない。

また、2 項で調査士の職能の特殊性でございしますが、筆界を明らかにするための方法というのは、ローカルルールがございします。その地域、その地域で、例えばのり下なのか、のり上なのかとか、沢なのか尾根なのか何なのか、あるいは林層がどうなのかという、いろんな土地土地の特色がございしますので、そういったものをしっかりと知識を深めなければいけないということを明記してございます。

「土地家屋調査士会」でございしますが、第四十七条の規定に基づいて設立されております。目的は、会員の品位保持、業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うということでございます。

注意勧告についての規定が、司法書士と同様に置かれております。

「日本土地家屋調査士会連合会」でございしますか、連合会やはり調査士会の会員の品位の保持、業務の改善進歩を図るため、調査士会及び会員の指導及び連絡に関する事務を行う。それと調査士の登録に関する事務を行う。これも司法書士と同様でございします。これも昭和 60 年の改正によりまして、それまで法務局、地方法務局で行ってございました登録事務を連合会の方に移しております。

「監督等」でございしますが、法務大臣は必要があるときは連合会に対して登録事務に関する報告、資料の提出を求め勧告することができるとされております。

また、会則の認可、会則の制定・変更についても法務大臣の認可が必要であるという点も司法書士と同様でございします。

建議につきましても、司法書士と同様の規定が置かれております。

懲戒につきましては、わかりやすく申し上げれば、法務局または地方法務局の長が懲戒を行うということで、中身的には種類は戒告、それから2年以内の業務の全部、または一部の停止という処分がございします。

法務局等の長に対する報告義務が定められているという点も司法書士の場合と同様でございします。

ございます。

調査票の方の御説明に移らせていただきます。

現在の登録者数は、平成 18 年 3 月 1 日現在でございますが、1 万 8,878 名でございます。登録を実施しておりますのは、連合会でございますして、強制入会制度を採用してございます。その理由は、先ほど司法書士について述べたところと同様でございます。報酬規定はございません。

ガイドラインもございません。

現状については、私どもはデータを持ち合わせておりません。

広告規制もございません。

資格取得試験につきましては、土地家屋調査士法第 6 条第 1 項に基づく、土地家屋調査士試験を実施しております。受験者及び合格者数の平成 8 年度以降の推移は、ここに記載したとおりでございますして、残念なことに土地家屋調査士につきましては、受験者数が右肩下がり、減少傾向にございます。それに伴いまして、合格者数も伸び悩んでいるというのが実情でございます。

この傾向が那邊に原因があるかというのは、ちょっと私どもの方で明確な分析はできておりません。司法書士と違いまして、土地家屋調査士は技術が必要でございます。測量についての専門的な技術が必要でございますして、そういった関係でなかなか大学を出てすぐにぱっと資格を取得するというわけにはまいらないという点が、なかなか司法書士の場合と違った傾向を示すことの原因の 1 つではないかとは推察いたしております。

合格率自体は、大幅には変わっておりません。

過不足の点でございますが、合格者数は伸び悩んではおりますが、現状では過不足があるとは承知しておりません。

その他、試験問題の公表、持ち返りは実施しておりまして、必要な措置は講じておると思っておりますので、資格取得の容易化について検討していること等はございません。

1 点、ここの記述を直さなければいけないことがございます。一番下の「関連・類似資格等と統合や試験科目の共通化、免除している場合その内容」で「無」と書いてございますが、実は一部ございます。測量士補の資格を持っている者につきましては、土地家屋調査士試験、午前の部、午後の部として筆記試験を実施しておりますが、午後の部の受験を免除いたしております。何うところによりますと、測量士補の方もやはり受験者数が伸び悩んでおるということのようでございますして、その影響がここに及んでいるということも十分考えられるところでございます。

この点につきましては、訂正したものをデータとして作成いたしまして、事務局の方に改めて速やかにお送りしたいと思っております。

罰則関係でございますが、先ほど御説明申し上げたとおり、懲戒処分権者は法務局長または地方法務局長でございます。

免許の更新という制度はございません。

研修は、任意の研修としてさまざまなものを、調査士会あるいは連合会の方で実施していると承知しております。

以上でございます。

○鈴木主査 どうもありがとうございました。いかがですか。

○安念専門委員 意地の悪いことを伺って恐縮だけれども、過不足なしってどうやって調査なさるんですか。

○團藤民事第二課長 調査をすることはできませんので、調査士が足りなくて困っているという声が寄せられてきてはいない。また、調査士が余っていて、私たちは飯の食い上げだという声も寄せられていないという程度のものだと思ってください。

○安念専門委員 ということは、実際に業務をやるには会に入らなければいけないわけですが、会員数の中で、それぞれサムライ業ごとに、これはもうざっくりとした印象論でしか言えないことですが、そのプラクティスで食べているという人の割合というのは、大体はどこかでは把握しているものですか。そういう調査は、そもそも存在してないものですか。

○團藤民事第二課長 つまり、資格だけ持って。

○安念専門委員 ペーパーライセンスになっている人です。

○團藤民事第二課長 御高齢になられてとか。

○安念専門委員 それもあるでしょうし、特に女性の場合だと、アメリカのローヤーなどもそうなんですが、もう専業主婦になってしまっているとか、それからほかの職業に就いている、積極的に就きたくて就いた人もいれば、その士業では食べられないから就いたという人もいるでしょうけれども、いろんな原因があると思うんですが、言わばその資格を本業としている人と、そうでない人の割合というのは、ざっくりとした印象論でも、だれかはわかっているものなのか、そもそもそういうものはだれもわからないものなのか。いかがなものですか。

○團藤民事第二課長 要は専業主婦とかの問題でございしますが、まず司法書士につきましても、土地家屋調査士につきましても、先ほど制度の概要で御説明申し上げましたように、事務所を開設義務というのがございます。したがって、事務所を開設できない人。つまり別の仕事、サラリーマンをされていて、事務所というものを開設できないという方は、事務所開設義務を満たせなくなりますので、多分もはや登録を維持するという必要性もないでしょうし、きっと退会されて登録を抹消されているということではないかと思われます。

問題は、事務所を自宅事務所としていて、御高齢で、寝た切りとは申しませんが、余り仕事はしていないという方がどれだけいらっしゃるか。これはちょっとわかりません。土地家屋調査士につきましては、測量というのはかなり体力勝負でございまして、機械を担いで行って補助者を使ってやりますので、この事務所維持はかなり大変でございます。したがって、事務所を開いておられる方は、きっとおやりになっておられる

んだろうとは思いますが、ひょっとしたら病気で休んでおられるかもしれませんし、そこはちょっとわかりません。

あともう一つ、この世界は、司法書士につきましても、土地家屋調査士につきましても、あるいは他のサムライさんもそうですが、資格併有者が結構おられます。その資格併有の方が、一体どちらの仕事をメインにしておられるかというのは、それはなかなか、多分、会の方でもおわかりにならないのではないかと思います。個別の事務所の営みの問題でございますので。

○安念専門委員 併有しているかどうかは調査のしようがあっても、どちらをメインのプラクティスにしているかまでは調べようがないという趣旨ですね。

○團藤民事第二課長 名刺には全部書いてありますので、よくあるパターンは司法書士、土地家屋調査士、行政書士と3つ並んでいるパターンが、このかいわいでは割と多い資格併有者のパターンでございますが、その方が何をメインとしておられるのかというのは、ちょっと帳簿を拝見しないとわからないということです。

○安念専門委員 わかりました。

○大橋専門委員 懲戒の状況について、例えば3年か5年ぐらいさかのぼったときに、法務局長なり、あるいは地方法務局長の懲戒というのは、どのぐらい行われておりますか。

○團藤民事第二課長 今、詳細な数字は持ち合わせておりません。後に調査をいたしまして、事務局の方に御連絡をいたします。

○大橋専門委員 感じ言えばどうですか。

○團藤民事第二課長 全くないわけではございませんし、もっと少なければいいのになと、担当課長としては思います。

○大橋専門委員 ゼロではないということですね。

○團藤民事第二課長 ゼロではございません。一般から見れば多くてけしからぬ職能だと言われるほどではございませんが、担当する課長といたしましては、もっと少ない方がいいなと。

○大橋専門委員 どういう理由で懲戒されているのが多いんですか。

○團藤民事第二課長 さまざまでございますが、土地家屋調査士の場合には、やはりきちんと現地を調査して、筆界につきましては隣接地の所有者の立ち合いを得て、確認をして測量を行うというようなことが通常の業務として、あらまほし業務として認識されております。

割とあるパターンは、現地の調査をないがしろにしたパターン、あるいは隣接の所有者の立会がないのにもかかわらず、立ち合いがありましたという調査報告書を作成して登記申請をするパターン。最近、散見されるのはそういうものでございます。全くもって虚偽の測量をしたというものは、幸いなことに私が第二課長に着任いたしましたからは見ておりません。専ら立ち合いがないのにもかかわらず、ありましたという形での調査報告書を作成したというもの。あるいはその立ち合いの作業を補助者任せにして、自分

は直接現地には行っていなかったというたぐいのものが見られます。印象で恐縮でございます。

○大橋専門委員 もう一点別のことですけれども、土地家屋調査士の仕事というものは、どういう指標で評価、測定し得るのか。例えば、クライアントからの依頼件数というような統計データは取っておられるんですか。

○團藤民事第二課長 私どもの方では、持ち合わせておりません。

○大橋専門委員 何ではかれば一番いいですか。土地家屋調査士に対する社会的ニーズというのは、本当に今どのくらいあるのかということを把握するためには、どういう指標、データを取れば一番いいですか。

○團藤民事第二課長 それは、きっと依頼の数なんだろうとは思いますが、それも何が標準でというのもちょっとわからないだろうと思います。

また、要は土地家屋調査士の仕事は、不動産の客観的な現状を調査して、表示に関する登記を申請する際に必要な営みということで行われておりますので、土地に関して申し上げれば、分筆なり合筆なりで地目が変わるという営みが頻繁に起こるような経済情勢になってくれば、依頼件数も増えてくるわけでございます。建物に関して言えば、新築建物が多数建てられるという経済情勢になれば、当然仕事の件数は増えてまいります。したがって、そのところは経済情勢とも連動しておりますので、どの水準があるべき水準だとかというのは、なかなか平場では想定しにくいところがございます。

○鈴木主査 31年に司法書士も、土地家屋調査士も強制入会に移行していますね。これはどちらが引き金になったのか。当時も二課の管轄内だったのでしょう。

○團藤民事第二課長 是非、古文書を調べて調査をしてみたいと思っております。

○鈴木主査 その減ってしまったというのが原因だということはわかりました。

○團藤民事第二課長 昔から、この司法書士制度と土地家屋調査士制度は決して重なるわけではございませんが、制度としては、今日のこの概要で掲げさせていただいた条文を見てもおわかりのように、大体、双子のような制度としてずっと来ております。したがって、どちらかで何かがあったときには、併せて他方もというような形での改正も、これまでもございます。

○鈴木主査 どちらが引き金になったのか、何故だというところを、古文書をひもといてみてください。

○團藤民事第二課長 わかりました。古文書の有無も含めまして調査させていただきたいと思います。

○鈴木主査 これも、我々の方のロジックは同じです。だから、その点で議論をさせていただきたいと思っております。

○團藤民事第二課長 特に、土地家屋調査士につきましては、これはまさに土地家屋調査士としての営みの問題でございまして、例えば調査報告書の水準あるいは記載内容を私どもの方の省令とかでこうでなければいけないと、こういうひな形でなければいけない

というのを定めるような筋合いではございません。

ただ、一定レベルの水準を確保する、または、それが登記申請の際に表示担当の登記官にとってみて、その調査報告書を見れば、なるほど、これならば登記をしても大丈夫だという判断が可能になるような水準のものをいかにして作成していただくか、そのひな形なり、そのレベルなりというものを、やはり人によってまちまちでは非常に困るわけでございまして、現在、例えば連合会の方では、そういった調査報告書のひな形なり、記載の水準なりというものについて、連合会として検討され、それを会員に示す。それを会員の皆さんが見て、そのひな形なり、示された内容なりというものを踏まえて業務に反映させて、それが登記申請の際に利用されるという形での、業務の改善進歩の大きな役割を担っていることは事実でございます。

強制会員でなければ、なかなかそういったところの情報伝達というのも行えないところも出てまいろうかと思っておりますので、是非、そういったサムライとしてのエゴの場だと決め付けてしまわれずに、切磋琢磨、進歩、改善、向上のためのスキームなんだと御理解いただければ幸いと存じております。

○鈴木主査 それはいいけれども、また別なことを聞きますけれども、いずれにしても、これはみな議員立法でしょう。

○團藤民事第二課長 はい。最初は議員立法でございます。その後の改正は、閣法で行っているものが最近の流れでございます。

○鈴木主査 だから、結局、基本的には議員立法だから、所管官庁というのは冷たいというのか、どうぞ勝手にやりなさいと。いろいろな広告規制とか何とかというの、どうぞ自分でおやりなさいというところが現実にはあるわけですね。

○團藤民事第二課長 そうかどうかはちょっと。

○鈴木主査 それで、私が聞きたいのは、今の質問に対して法務省としてはどうかということ。これは閣法になったのですね。

○團藤民事第二課長 最近の改正は、すべて閣法でございます。

○鈴木主査 ということは、強制入会の問題やその他の問題について、法務省として受けて立って議論をする当事者能力ありやなしやはどうなのですか。

○團藤民事第二課長 まず、強制入会の問題は、会としてのありようの問題でありますので、先ほど大橋専門委員からも御指摘があったように、強制入会が嫌だ、おかしい、それが制約になっているんだと思う人がいるとすれば、会員の方だろうと思います。まさに、それは会員の意思として、自分たちはセルフディシプリンの仕組みがあった方がいいと考えられるのか、いや、これは邪魔なものでしかないんだから、主査がおっしゃるような弊害しかなくて、こんなものは百害あって一利なしだとお考えになるか、まずは、それが第一であろうと思います。

会員の皆さんが、主査や大橋専門委員がおっしゃったような弊害や制約というものは、我々についてはないんだと。これは、我々がセルフディシプリンをしっかりと、自らが自

らを律していると。これはやはり、高度な専門職能として国民の信頼を得るためにも、それは我々にとって必要なことなんだと当該職能をお考えになるのであれば、それは尊重すべきものであらうと考えております。

○鈴木主査 私どもの考え方は、それだけではないということを申し上げておきます。会員の会費はどうかのということを我々は議論しているのではないので、強制入会ということで、そこに縛り付けることによって一つのサークルというものをつくって、それが排他的なものになることによって士業間の交流だとか、国民の利便というものを阻害していないのかというのが我々の視点です。会員がそれを望むか望まないのかというのは我々の視点の中で一つの参考にはなりますが、それがポイントではないということを申し上げておきます。

そうということで、両方とも同じような問題を持っており、これは横並びの問題で、サムライ業でずっと広がっていく問題ですから、しかも、資格者団体で強制入会制度を持っているのは、恐らく、ここのジャンルに入る人たち以外にはほとんどないのが現状なので、だから、それが本当に弊害がないと言い切れるのかという問題です。

ここのところに書いてあるけれども、規制緩和と言われたから規制緩和したのだとおっしゃっておられるけれども、それを強制入会という新たな規制をおつくりになるならば、規制緩和から出て規制強化に戻っているではないかということも我々は心配になるということを申し上げておきます。

それでは、どうも、時間が超過して恐縮でしたけれども、ありがとうございました。

○團藤民事第二課長 要領を得ない御説明で、申し訳ございませんでした。

○鈴木主査 いいえ、とんでもありません。

○大橋専門委員 さっきの31年の改正というのは、議員立法として行われたのでしょうか、閣法で行われたのでしょうか。

○團藤民事第二課長 それも含めまして、古文書を当たってみたいと思います。申し訳ございません。

どうもありがとうございました。

○鈴木主査 どうもありがとうございました。

《公証人について》

○鈴木主査 どうも、お待たせしてしまって済みませんでした。それでは、時間が超過していますが、30分でやりたいと思いますので、10分程度で御説明ください。

○原民事局付 おはようございます。法務省民事局付の原でございます。私からは、公証人制度について御説明申し上げます。

「資格制度見直し調査票」のほかに「公証人制度の概要」と「公証人の任命の概要」という紙を用意してございますので、まず「公証人制度の概要」というペーパーに従って御説明申し上げます。

まず、この公証人制度でございますが、この紙の一番下にご書いてございますように、国民の私的な紛争、法的な紛争を防ぎ、私的な法律関係の明確化・安定化を図るということを究極の目標といたしまして、その上の3つの四角囲みに主な職務内容を書いてございます。

まず、公正証書の作成についてでございます。法律行為その他私権に関する事実について証明力の高い証書を作成するという事務でございます。

私署証書あるいは定款の認証についてでございます。私文書や会社の設立時に作成いたします定款の作成名義の真正等を証明するという事務でございます。

確定日付の付与等についてです。私文書に確定日付を付与いたしまして、その日付における文書の存在を証明する事務を行わせるといった、この事務を行う公証機関ということで公証人という職能を設けております。

この公証人につきましては、法務大臣が任命をし、また監督をするということになっておりまして、この監督は、直接は法務省の地方支分部局でございます法務局及び地方法務局で直接に行っているということになります。

この法務大臣による任命につきましては、左の囲みにございますように、現在、公募制度を採用しており、次に掲げる者から公証人の選考を行っているところでございます。まず1つは、裁判官、検察官、弁護士となる資格を有する、いわゆる法曹有資格者からの選考。もう一つは、多年法務に携わり法曹有資格者に準ずる学識経験を有する者であって、検察官・公証人特別任用等審査会と申します、政令で設けました審査会で選考を経た上で任命される者と。このような枠組みを設けております。

この公証人の身分につきましては、いわゆる実質的意義の公務員という言い方をしております。通常、国家公務員法上の定員には含まれておりませんので、国から給与等は受けておらず、政令で定められた手数料収入のみによりまして、法務大臣から指定を受けた職務執行区域内に設けております役場で執務を行う。この独立採算で事業を行っているという形になっております。

こういった独立採算で事業を行っているという点で、いわゆる士業、他の資格と同じように扱われているところでございますけれども、最初に申し上げました公証事務の内容と申しますのは、完全に国の事務ということでございますので、この国の事務を行っている者という意味で、他の士業とは一線を画する存在であると私どもは考えております。実質的意義の公務員であるということで、右の囲みに小さく書いてございますけれども、国家賠償法の適用、あるいは刑法の適用上は公務員という扱いを受けている者でございます。

現在、平成18年3月1日現在、510名の公証人が任命されて活動しております。

公募制度の内容について、若干詳しく御説明したペーパーが「公証人の任命の概要」というペーパーでございまして、先ほど申し上げました法曹有資格者については公証人法第13条に規定がございまして、年3回公募を行い、法務大臣が選考を行うこととされ

ております。具体的な選考方法は面接でございます。実質としては、口述試験をやっておりますして、公証人となるのに必要な適格性を有する人物であるかどうかを判定した上で任命を行っております。

また、法曹有資格者に準ずる学識経験を有する者につきましては、公証人法第 13 条ノ 2 所定の公証人として、現在、年 1 回公募を行っているところでございます。検察官・公証人特別任用等審査会で選考を行っているわけでございますけれども、手続といたしましては、書類選考の上、応募者が一定数以上ございますときには短答式の筆記試験を行い、また、一定数以下のものであれば、直接、口述試験を行い、その結果を踏まえた上で検察官・公証人特別任用等審査会の選考を経て任命をするという枠組みを取っております。

そこで、本日のこの会での主要な問題意識ということで、先ほどお送りいたしましたけれども、調査票の他の重複しない部分について御説明いたします。

まず「3. 登録・入会制度について」ということでございますが、これは法務大臣が任命をすることによりまして直接資格を得て活動するものでございますので、登録制度というのは存在しておりません。

人数につきましては、先ほど申し上げたとおり、510 名ということでございます。

登録先というものが無いわけでございますけれども、公証人の任意団体であります公証人会及び日本公証人連合会が存在しております。

ここで、入会の強制有無ということで「有」と書いておりますが、その下の「強制加入としている場合のその理由」の部分に書いてありますとおり、公証人は公証人会及び日本公証人連合会の会員になるということを規則で定めておりまして、法務大臣に任命されると、既に設立されている公証人会、日本公証人連合会の会員に自動的になるという仕組みになっております。

なぜ、こういった会を設けているかということでございますけれども、ここにありすとおりの、公証人というのはそれぞれ独立して役場で職務を行っているわけでございますけれども、この公証事務というのは国の事務でございますして、良質な事務の確保、そして、公正かつ均質なサービスを全国的に維持していく必要がございます。そのためには、公証人の資質の向上というのを常に図っていかねばならないわけでございますけれども、そのためには、公証人役場において、1 人で仕事をしているということでは、均質なサービスの確保というものが図れないおそれも出てまいります。

そういったことで、他の公証人との連携、協力、切磋琢磨ということがどうしても必要になってまいります。このために、この公証人会、それから日本公証人連合会というのを設けまして、公証制度の維持・改善に重要な役割を果たしていただいているという状況でございます。

設立の目的につきましては、その下に公証人会と日本公証人連合会の根拠規定の内容を掲げてございます。

続きまして「４．報酬規定について」でございますが、これは国の事務について手数料制を採っていることで、公証人手数料令という政令を根拠に手数料の額というものを定めております。公証人は、この手数料など以外に報酬を受け取ることができないとされているところでございます。

この手数料令がございます関係で、ガイドライン等、その他に目安になるようなものというのはいません。

報酬の現状ということでは、この手数料令があるということでございます。

「５．広告規制について」は、特にございません。

「６．資格取得試験について」でございますが、先ほど申し上げた公募以外に、法律上は公証人法第 12 条の規定に基づく試験というものが存在していますが、現実には法曹有資格者、またはそれに準ずる学識経験を有する者でなければ任命されないということから、実質的に、この試験の内容が司法試験と重複するものになるため、実施はされておられません。したがって、合格率などについては、特にデータがございません。現状の資格保有者の過不足などについてということでございますが、これは平成 14 年度から公募制度を実施するというところで対応しているところでございます。

そのほかに、資格取得の容易化等についての対応というのはいません。

また、関連・類似資格というのもしないで、その項目についても特に何もございません。

それから、受験資格についての特例措置の有無ということでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、法曹有資格者、またはそれに準ずる者ということでございますけれども、この法曹有資格者に準ずる学識経験を有する者の選考につきましては、一定の要件を満たせば、先ほど申し上げた短答式試験について、４科目ございますけれども、最大３科目まで免除がされることになっております。

懲戒権者については、法務大臣であり、処分の内容は、免職、転属、停職、過料、譴責という４種類になっております。

懲戒処分をおける場合は、公証人の職務上の義務に違反した場合、あるいは品位失墜行為があった場合ということになります。

資格者団体という形で、この日本公証人連合会などは構成されているわけではございませんので、懲戒処分の権限というものも持ってはおりません。

免許の更新制度というものもございません。

定期的な講習というのは、これはまさに、先ほど申し上げた公証人会の目的とするものでございますので、現在、初任研修と実務研修の２種類の定期的な研修を行っております。

こういった状況でございます。

私からは、以上でございます。

○鈴木主査 どうもありがとうございました。それでは、質問がありましたらどうぞ。

- 安念専門委員 1点、非常に素朴なことを伺って恐縮ですが、公証人には、この会に入会することを義務付けているわけですね。
- 原民事局付 結果的には、そういうことです。
- 安念専門委員 それを、法務府令だから、現在では省令ですね。省令で義務付けるため、つまり、法律の根拠はあるんですか。
- 委任の規定が公証人法その他の関係法律にある、つまり、余りにも教科書的な言い方ですが、要するに侵害留保の原則ということになると、それは新たな義務を課しているわけですから、法律の根拠もしくは法律の委任があるはずである、という教科書的な説明になりはせぬかと思うんですけれども、その点はいかがなんでしょうか。
- 原民事局付 確かに、手数料については根拠がありますが、会の構成については、私の知る限りでは特に規定はなかったかと思います。
- 安念専門委員 どうして、それでまかり通っているんでしょうか。
- 1つ考えられるとすれば、これは公務員ではないが、公務員にかなり近いものであると。したがって、これも古典的な言い方をすると、一種の特別権力関係に服するのであるから、法律の根拠なくして義務づけができるのであるということが、わかりませんけれども、どこかの古文書にも書いてあるんですか。
- 原民事局付 恐らく、公証人法施行規則を制定したときには、そのような理屈で会に入会する、自動的に会員になるという理屈を立てているのではないかと思います、その点については調査をして、また御返事を申し上げるようにいたします。
- 安念専門委員 わかりました。
- 鈴木主査 どうぞ。
- 大橋専門委員 手数料の算定の考え方をお聞かせいただきたいと思うんですが、手数料というのは、実費プラス利潤といいますか、利益といいますか、そういう考え方でしょうか。
- 原民事局付 これは、中心的なものである公正証書について申し上げますと、公正証書の内容となります法律行為の目的の価額から手数料額を算定するというようにしております。これは、例えばほかのもので言いますと、裁判所の民事訴訟、訴えの提起をする場合の手数料というのがやはり同様に、この訴えの目的の価額ということで算定されているんですけれども、それと同じような考え方を取っているところでございます。
- 大橋専門委員 昔の弁護士手数料みたいな規定の仕方ですか。
- 原民事局付 例えば、100万円以下であれば5,000円というような形で規定をしているわけです。一定の割合で金額が上がっていくという形になっております。
- 大橋専門委員 それは、それぞれの公証人の方が自らの事務所に掲示か何かをしているんですか。
- 原民事局付 はい。これは手数料は幾らだということは掲示することを義務付けております。

その点、若干申し上げれば、他の士業の方とは違いまして、これはまさに国の事務として公証事務を行うわけで、その対価として幾らかかるかということについては、きちんと定めておくということで、このような規制をしているということでございます。

○大橋専門委員 そこには、先ほど私が言った利益というようなものは入っていないんですか。つまり、実費、かかった費用に、その公証人が得る利潤というか、手数料の考え方としては、そういう部分はないということですか。

その利潤が、もし入っているとしたら、当然、個々の手数料の価格というのは公証人によって違ってくる可能性がありますね。

○原民事局付 考え方としては、法律行為を行うのは、公正証書の作成を囑託する当事者ということになります。

この公正証書を作成する形で法律行為を行うことによって、当事者が得る利益が幾らなのかということを前提に金額を算定しているわけでございますから、実費というのとはまた違いますけれども、どこを基準にしているかという、当事者側が受ける法律的效果に対応して手数料を決めているということですから、公証人が利潤を上乗せするというような発想でつくっているわけではないと考えております。

○大橋専門委員 少なくとも、掲示されている手数料の額を見ると、すべてのあらゆる公証人の手数料というのは同一なものだと考えてよろしいんですか。

○原民事局付 そのとおりでございます。まさに、これは言わば国に対していろいろな申請行為などをする対価として手数料を払うのと全く同じでございますので、公証人によって上乗せをするというようなことがあるわけではございません。

もちろん、例えば、役場の外に出て、実際に病院で入院されている方のために、遺言公正証書を作成するために出張をする。そういった費用というのは、また別途、実費をいただくというような規定を別に設けて上乗せをするということにしております。

○大橋専門委員 その一律の手数料というのは、法務省の方が何らかの形で示しているものを公証人が掲示しているわけですか。

○原民事局付 これは、先ほどの調査票にも書いておりますように、公証人手数料令というのを政令で定めておりますので、内閣の方で定めていただいているものでございますから、この内容を掲示しているということでございます。

そういう意味では、他の士業、例えば弁護士が手数料を取るというのとは発想が違う。国の事務として行っているものであるという点で違いがあるとお考えいただければと思います。

○安念専門委員 上乗せもできないし、ディスカウントもできないんですか。

○原民事局付 できません。

○大橋専門委員 だから、それをできるようにさせる余地はないんですか。理論的にはおかしいわけですか。

○原民事局付 それは、例えば、国の申請行為に対する手数料をディスカウントできるか

というのと同じ問いだということになるんですけれども、つまり、一定のサービスを提供するのに対して、国のある地方では安くなり、ある地方では高くなり、それを認めるということになるんですけれども、恐らく、余りそういうふうには考えないのではないかと思います。

- 安念専門委員　だから、根幹は国の事務だと観念しているということですね。それは、そうでないと観念してしまえば、そうでないわけです。だから、そこは一種の割り切りというか、整理の問題ということになるんでしょうね。
- 原民事局付　そういう意味では、公証人が行っている公証事務の性質は国の事務だと。公証事務というのは国の事務であるという性質からすれば、このように考えるべきだと、私どもとしては考えているということでございます。
- 安念専門委員　それは、そうお答えにならざるを得ないでしょうね。
- 鈴木主査　国の事務と考えたいということではないのですか。
- 安念専門委員　それは同じことですね。
- 原民事局付　それはやはり、国の事務であると言っているわけでございます。
- 鈴木主査　余り国の事務だといって画一した問題にしないでください。だったら、どうしてそういうのを、すべてを当人の歩合給に頼っているのかという疑問さえあるのですから。
- 大橋専門委員　こだわって申し訳ありませんけれども、全国一律の値段でやっているというのは、もし、この公証人というのが言わば経営の主体という性格も持っているとしたらば、かかるコストというのは、例えば、東京と札幌では違うかもしれないんだから、その違うコストを反映した形での手数料というものを認めるということも考え方としてはあり得ないんですか。
- 原民事局付　それであれば、国の地方支分部局が中央にあるものと地方にあるものでコストが違うというようなことを認めると同じことになると思うんですけれども、一方で申し上げれば、中央は確かにコストもかかりますが、かえって、ある程度囑託の事件数も多いというような形にもなっております。地方は、役場の維持にかかる費用も安ければ、その分若干事件数も少ないとか、そういった形で見合っているのかなと考えております。
- 安念専門委員　役場の経営、つまり家賃、書記及び事務員の給料は、それぞれの公証人が、自分の才覚でというか、要するに経営しておられるわけですね。
- 原民事局付　全くそのとおりでございます。
- 安念専門委員　だから、そこは何かヌエ的なんです。私的なエンタープライズでもあり、しかし、事務としては国の事務だと、少なくとも、今までは整理はされてきた。
- 鈴木主査　国の事務と言わないと厳かさがいいから、国の事務にいつの間にかなってきたというので、声高に国の事務と言われてきたのは最近の問題なのです。
- 安念専門委員　国の事務といっても、例えば、確定日付を取得するというのは私的な利

益のため、対抗要件を得るためなんです。

○鈴木主査 だから、確定日付の問題でも、公証でも、公で証明するというけれども、別に、それは国でなくてはならないわけではないでしょう。確定日付だって株式会社郵政が当面やるのでしょうか。何も国でなくてはならないわけではないのです。

○原民事局付 郵便認証士という新たな職種が設けられておりますけれども、内容証明郵便としての、今までどおりの証明力を維持するために、郵便認証士という職能が設けられて、これまでと同様の整理がされたと承知しております。

○鈴木主査 だから、歴史を背負った古い制度なのですから、もうそろそろ考え直してもよいのではないかという気もするのです。

この、例の公募制度の中で、一番下、企業法務従事者とかという今まで門戸が開かれていなかった人たち。その上は開かれていたのですから、この人たちの実例は出ましたか。まだ出ないですか。

○原民事局付 昨年6月1日任命の公証人の中に、司法書士出身者が1名入っております。

まだまだ、応募自体が少ないというところもございますので、その点は、以前も、この会議でも指摘されておりました、ホームページ上で、公募の条件などを掲載するなどして、より広い範囲から公証人に応募する方が出てくるように努めているところではございます。○安念専門委員 公募制度になってから、年間、大体どのくらいの新任命者実績がございますか。ざっくりした数字で結構でございます。

○原民事局付 年間、50～60人です。法曹有資格者と、準ずる者と両方併せてということですよ。

○安念専門委員 言うならば、新規参入ですね。それ以前は、もっとうんと少なかったのではないんですか。そうでもないですか。

○原民事局付 大体、同じです。要するに、定員の枠があり、70歳になれば定年というような形で制度も仕切っております。そうやってどんどんと新陳代謝されているということになると、大体、人数的には安定した状態で推移していると思います。

○安念専門委員 定員制を取っているんですね。

○原民事局付 はい。そうでございます。

○安念専門委員 その根拠はどこにあるんですか。公証人法にあるわけですか。もちろん、公証人法自体に何人などということは書いていないから、当然、委任していると思います。○原民事局付 公証人法の第10条です。

○安念専門委員 それは、命令をもって定むとか、そんな感じの書き方ですか。

○原民事局付 「法務大臣之ヲ定ム」と規定されています。

○安念専門委員 そうすると、今は法務省令か何かで定めて告示とかですか。法務省令ですか。

○原民事局付 法務省令です。公証人定員規則というのがございます。

○安念専門委員 あるいは聞き漏らしたのかもしれませんが、その省令では何人と書いて

あるんですか。

○原民事局付 総数で 689 名でございます。

○安念専門委員 見直しは、どのような頻度で、どのような考え方でなされておりますか。

○原民事局付 やはり、事件数の多寡というようなことを基準に、どの地域にどの程度の人数の公証人を配置すべきかということで見直しをしておりますが、あとは各法務局、地方法務局の支局単位までは公証人を配置するというコンセプトでやっているものでございまして、実際、先ほども民事第二課長が言ったように、法務局自体が大分リストウをやっておりまして、少しずつ支局の方が減ったりもしているところもございまして、若干そういう意味での定員のずれというのでも出てはおります。

○安念専門委員 では、その定員というのは、ナショナルな定員だけではなくて、リージョナルに定員が、この地区には何人というふうに決まっているんですか。

○原民事局付 各支局単位で何名というような形で入っております。

○安念専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○鈴木主査 お年寄りがなっているんですね。

○安念専門委員 昔は、よく言われました。

○鈴木主査 今はどうなのですか。この法曹資格者の試験というのは、面接によって云々というけれども、少しは変わったのですか。

昔は、あの人が何歳で辞めるから、その後はだれだということがあらかじめ用意されていて、そして、その人たちがなっていくというのが一つのやり方だったのです。

○原民事局付 まさに、公募をしているわけでございますので、その点は、このような取扱いではないと考えております。

○鈴木主査 本当ですか。

○原民事局付 それは、そういうことでございます。

○鈴木主査 どうぞ。

○大橋専門委員 強制加入の理由として、先ほどの御説明では、公証人の資質向上というのが非常に大事なんだと。公証人の資質を向上するために、公証人会とか公証人連合会というものに入ってもらうことが、ある意味では前提条件として必要だとおっしゃるけれども、具体的に、公証人会とか公証人連合会で資質向上のためにどのような研修を行っているのか。その辺の実態的な点を、もしわかったら教えていただきたいと思えます。

○原民事局付 研修については、先ほどの調査票の最後にも書いておりますとおり、初任研修を任命後 1 年以内程度に行っております。

○大橋専門委員 これは、どんな内容の研修なんですか。

○原民事局付 これは、まさに公証事務の中心であります公正証書の作成について、あるいは周辺の法律問題についてのレクチャーでありますとか、私ども、法務省から公証制度を取り巻く情勢などについての説明を申し上げるというようなこともやっております。

す。大体、2日ないし3日程度、お集まりいただいて、講義の形で研修を実施しているという状況でございます。

また、実務研修については、任命後3年程度ということで、ある程度、実務をこなしておられる方には専門的な内容についての研修をするということです。外部から講師を招き、法律問題、周辺の問題について御説明いただくというようなことをやっております。

また、これ以外に公証人会の活動といたしまして、公証事務の均質化というようなことを考えておりますので、例えば公正証書の記載例を、これは公証人独自で考えていただいているわけでございますし、また、それ以外にも公証事務を通じて、いろいろと法律問題、私法上の問題というのが出てまいりますので、そういったものを解決していくための検討する委員会を設けて検討活動をして、その結果を公表するといったこともやっております。

○大橋専門委員 元裁判官だとか、元検事の方でも、やはりこういう初任研修をしないと公証事務というのはできないということですか。

○原民事局付 今、申し上げなかったことで1つあるのは、役場の経営の問題などについてもいろいろとレクチャーがありまして、まさに独立採算で役場を経営するというのは法曹有資格者であっても、実際にそれまでやっておられるわけではございませんので、そういった、言わば1人で役場を経営していくためのノウハウというようなことについても研修の対象になっているということでございます。

もちろん、法律事務の内容についても、最新の法令に従って事務を行っていただくという意味で、新たな情報の提供なども研修の中でさせていただいていると。こういったものもでございます。

○大橋専門委員 そういう研修は必要かもしれませんが、そのことから直ちに強制加入をしなければならないという論理と結び付かないような気がします。

○原民事局付 これは、先ほど民事第二課長がおっしゃっていたことと通ずるところがあると思いますが、一方で他の業種との関係で弊害が生じているというような、そういった地位にこの公証人があるとは考えておりませんので、特に、法務大臣に任命されたと同時に、既に設立されている公証人会の会員となって、会務にも参加していただくことによって、公証人としての資質の向上、品位の向上を図っていただくという目的は非常に重要なものだろうと思っております。

一方で、言わば業種の囲い込みによる弊害というようなものが、この公証人の世界であるのかというと、これは国の事務をやっていただいているという関係上、そういう問題が生じているとは全く考えておりませんので、ここで、確かに自動的に入会するわけですから、強制だろうと言われればそうだと思いますが、それによる問題があるとは、他の士業と横並びで問題があるというふうにはならないのかなと思っております。

○鈴木主査 隣の村が、余りできがよくなさ過ぎるから。

○安念専門委員 御説明はよくわかりました。問題は、もう一つ、抽象度の高いところに

あって、要するに国の事務を準公務員がしているという発想というか、整理そのものを問題にするしかないということだろうと思います。その点はよくわかりました。

○原民事局付 その点については、これまでどおり、公証事務を国の事務として行っていく必要があるだろうと法務省としては考えているところでございます。

○安念専門委員 原さんはそうおっしゃる。それはよくわかります。

○鈴木主査 我々は、そういうのはみな民間に開放しようという、会議の名が示すとおりということですから。たまたま取り上げなかったけれども、逆に考えていますから。

○原民事局付 そういう意味では、公証人の資格自体が民間に開放されていることは間違いございませんので、あとは公募の効果がどのような形で現れてくるかということだと思っております。その点での努力は、私どもとしては十分にしていきたいと思っております。

○鈴木主査 公証人事務というのは、何故取り上げなかったのですか。やりましたか。

○岩佐企画官 やりました。

○原民事局付 それで、もっと公募制度を見直すようにと。

○鈴木主査 やらなかったのは、国の事務として認めないからやらなかったのかと思っていましたが、そういう意味で取り上げましたね。

それでは、どうもありがとうございました。

(法務省民事局関係者退室)